6　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、法第72条の25第４項（法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人（法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人に限る。）が記載すること。

［新設］

第十三号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第四条の四関係）

［様式　別紙次十七の四　挿入］

第13号の２様式記載要領

1　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（⑵及び⑶の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

⑴　法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の２第８項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同法第75条の２第２項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定による同法第75条の２第１項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同条第８項において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下⑴において「指定等の処分」という。）があった場合　当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内

⑵　法人税法第75条の２第５項（同法第81条の24第２項及び第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合　当該変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の２に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

⑶　法人税法第81条の24第１項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同条第３項において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同法第81条の24第２項において準用する同法第75条の２第２項の規定による同条第１項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第81条の24第３項において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下⑶において「指定等の処分」という。）があった場合　当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から７日以内

⑷　連結親法人（法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が同法第81条の24第１項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第４条の３第10項又は第11項の規定により同法第４条の２の承認があったものとみなされた場合　当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

［2　同左］

3　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中「令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで」となっている箇所については、１⑷の場合には、法人税法第４条の３第10項又は第11項の規定により同法第４条の２の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。

4　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中「事業年度分
連結事業年度分から法人税の確定申告書
連結確定申告書」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

5　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。ただし、１⑵又は⑶の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、１⑶の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と、「下記のとおり指定があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定があった」と、「指定が取り消された」とあるのは「連結親法人について指定が取り消された」と読み替えて該当する□にレ印を付すこと。